

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 手続の流れの説明及び公表の構成

(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋ころ、市町村の選挙管理委員会が有権者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月ころにその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（**名簿記載通知**）が送付される。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望^{*2}の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（**参加困難月**^{*3}）の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか（**就職禁止事由**^{*4}）などを尋ねる（規15条）。

平成21年に作成された裁判員候補者名簿（平成22年用）の被登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（**選定**）。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（**呼び出さない措置**）、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（**選任手続期日**）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と題する書面を送付する（法26条、27条）。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由（**欠格事由**^{*5}、就職禁止事由等）の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての

*2 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（**定型的辞退事由**）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ）。

*3 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である（法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号）。

*4 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる（法15条）。

*5 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）。

有無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（**呼出取消し**）、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）*6。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、呼出状の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由*7や辞退申立ての有無について質問する（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護士から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し（**理由を付した不選任**）、さらに検察官・弁護士から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（**理由を示さない不選任***8）、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員*9及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・7項、36条、37条）。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

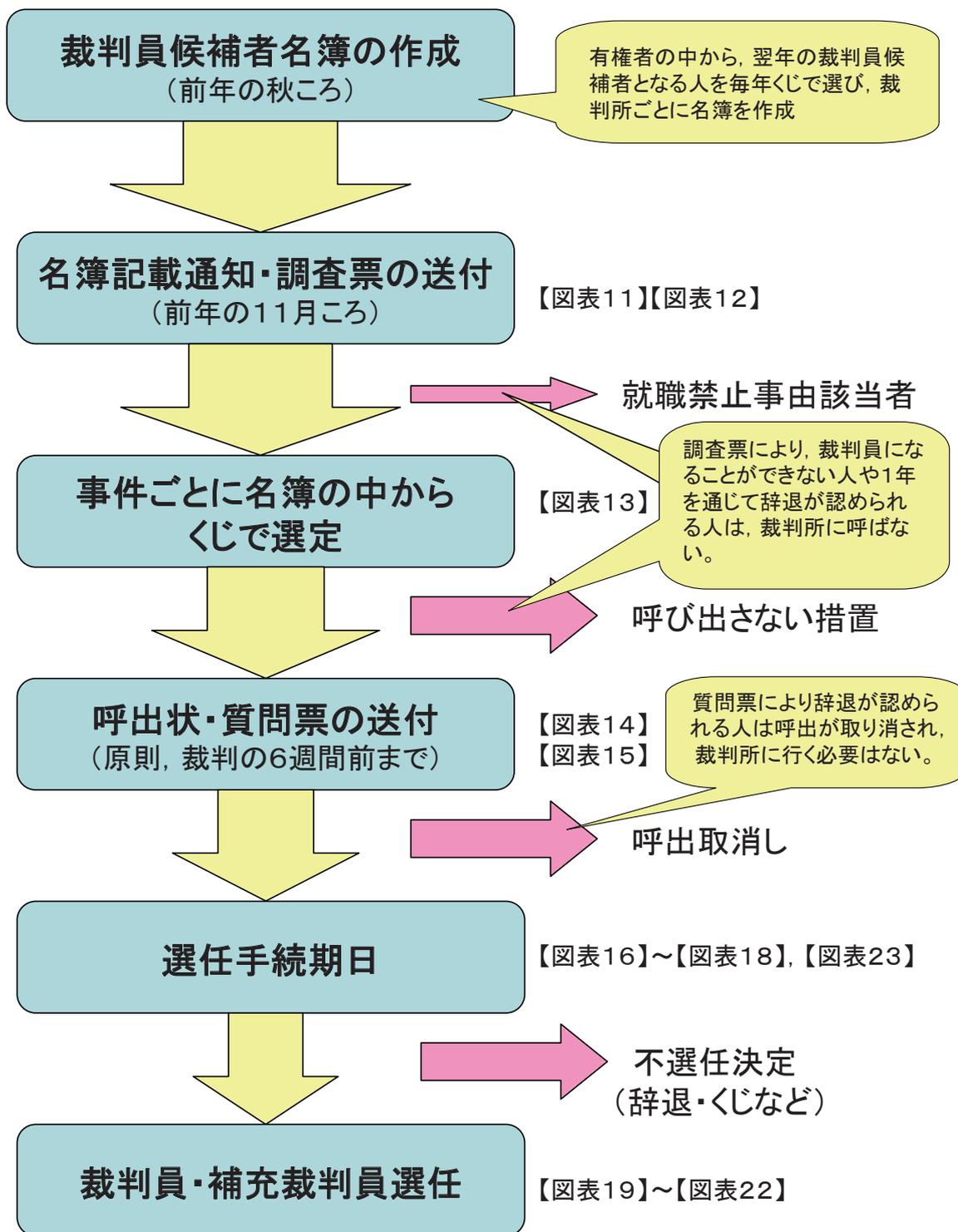
*6 事件によっては、呼出状の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、呼出状を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

*7 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条）についても確認する。

*8 検察官及び弁護士は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

*9 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成22年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計34万4900人（有権者全体の約0.33%であり、有権者約302人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、11万7268人であり^{*10}、このうち調査票で就職禁止事由に該当し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申し出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,843人である。

*10 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表 1 1 裁判員候補者名簿被登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由該当者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

庁名	裁判員候補者名簿被登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿被登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	344,900	117,268	2,164	73,931	広島地裁本庁	5,800	2,011	50	1,327
裁判員候補者名簿被登録人数に占める割合(%)	100.0	34.0	0.6	21.4	山口地裁本庁	3,000	1,125	28	783
東京地裁本庁	30,000	9,438	180	5,314	岡山地裁本庁	3,900	1,428	17	969
東京地裁立川支部	6,700	2,159	43	1,272	鳥取地裁本庁	1,100	399	8	273
横浜地裁本庁	17,500	5,641	88	3,222	松江地裁本庁	1,500	600	10	431
横浜地裁小田原支部	2,700	887	15	547	福岡地裁本庁	12,700	4,153	108	2,631
さいたま地裁本庁	15,100	4,889	110	2,887	福岡地裁小倉支部	4,500	1,637	35	1,090
千葉地裁本庁	27,000	8,672	170	5,095	佐賀地裁本庁	1,500	509	15	333
水戸地裁本庁	9,800	3,283	73	2,156	長崎地裁本庁	3,300	1,236	41	837
宇都宮地裁本庁	6,200	2,015	23	1,324	大分地裁本庁	3,000	1,126	19	788
前橋地裁本庁	7,400	2,537	37	1,644	熊本地裁本庁	4,100	1,428	20	966
静岡地裁本庁	2,300	846	11	535	鹿児島地裁本庁	3,300	1,285	21	914
静岡地裁沼津支部	4,100	1,493	33	987	宮崎地裁本庁	2,500	895	17	632
静岡地裁浜松支部	2,300	814	8	547	那覇地裁本庁	3,500	901	25	563
甲府地裁本庁	2,700	995	10	624	仙台地裁本庁	5,940	2,091	50	1,313
長野地裁本庁	2,300	858	17	570	福島地裁本庁	1,500	543	14	364
長野地裁松本支部	2,300	909	7	612	福島地裁郡山支部	3,400	1,153	7	770
新潟地裁本庁	3,700	1,451	20	980	山形地裁本庁	2,200	935	14	650
大阪地裁本庁	28,000	9,003	130	5,685	盛岡地裁本庁	2,100	764	11	516
大阪地裁堺支部	6,000	1,960	38	1,166	秋田地裁本庁	1,500	613	11	440
京都地裁本庁	6,400	2,285	46	1,426	青森地裁本庁	2,800	1,102	37	754
神戸地裁本庁	10,000	3,424	63	2,117	札幌地裁本庁	8,000	2,732	84	1,769
神戸地裁姫路支部	3,700	1,248	22	844	函館地裁本庁	1,800	677	16	436
奈良地裁本庁	4,000	1,431	27	917	旭川地裁本庁	1,700	687	24	450
大津地裁本庁	4,000	1,301	17	792	釧路地裁本庁	1,300	482	13	310
和歌山地裁本庁	3,000	1,100	13	767	高松地裁本庁	3,600	1,259	18	848
名古屋地裁本庁	16,600	5,541	85	3,311	徳島地裁本庁	2,100	786	11	552
名古屋地裁岡崎支部	6,500	2,105	28	1,268	高知地裁本庁	2,960	1,105	14	790
津地裁本庁	6,300	2,288	34	1,497	松山地裁本庁	3,600	1,354	23	896
岐阜地裁本庁	4,600	1,687	21	1,132					
福井地裁本庁	1,200	435	7	301					
金沢地裁本庁	1,800	616	15	382					
富山地裁本庁	2,500	941	12	615					

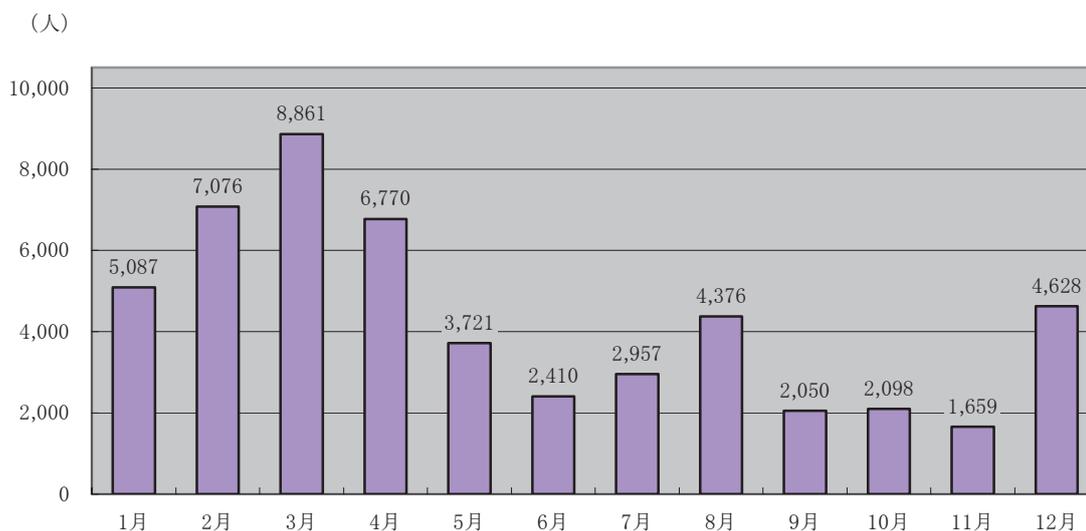
(注) 刑事局の集計結果に基づく実人員であり，概数である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿被登録人数	回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(34.0)	(15.0)	(1.5)	(2.1)	(2.6)	(2.0)	(1.1)	(0.7)
344,900	117,268	51,693	5,087	7,076	8,861	6,770	3,721	2,410
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(0.9)	(1.3)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(1.3)
			2,957	4,376	2,050	2,098	1,659	4,628

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。
 2 「裁判員候補者名簿被登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。
 3 () は裁判員候補者名簿被登録人数全体に占める割合 (%) である。



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、12万6455人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

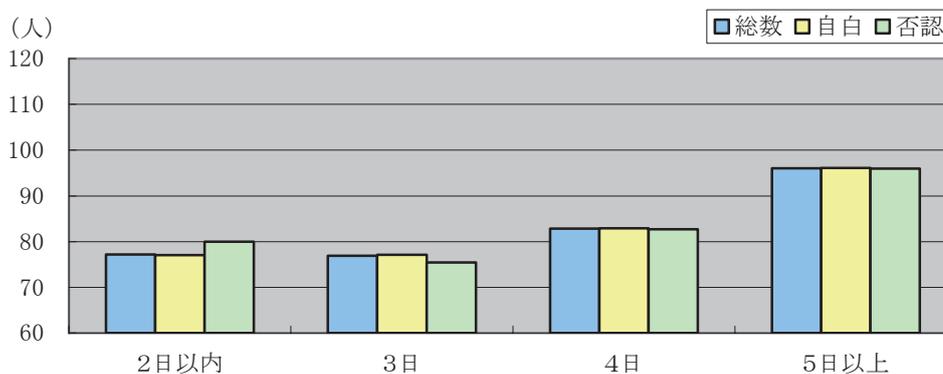
図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決人員	選定された裁判員候補者総数	実 審 理 予 定 日 数			
			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	1,506	[84.0] 126,455	[77.2] 1,775	[76.9] 44,445	[82.8] 41,827	[96.0] 38,408
自白	971	[81.1] 78,753	[77.0] 1,695	[77.1] 39,088	[82.9] 28,262	[96.1] 9,708
否認	535	[89.2] 47,702	[80.0] 80	[75.5] 5,357	[82.7] 13,565	[96.0] 28,700

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は選定された裁判員候補者数の平均である。
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、

$$\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

選定された裁判員候補者数の平均



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		選定された裁判員候補者数 (1)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数 (2)	呼出状を送付した裁判員候補者数 (1) (2)	辞退がされたよつて呼出取消された人員数 (3)	選任手続期日前に辞退者が認められた裁判員候補者数 (3)
総数		126,455	(25.5) 32,245	(74.5) 94,210	(22.9) 29,006	(48.4) 61,251
実審理予定日数	2日以内	1,775	(23.8) 422	(76.2) 1,353	(21.1) 374	(44.8) 796
	3日	44,445	(25.2) 11,213	(74.8) 33,232	(21.4) 9,496	(46.6) 20,709
	4日	41,827	(25.3) 10,596	(74.7) 31,231	(22.9) 9,594	(48.3) 20,190
	5日以上	38,408	(26.1) 10,014	(73.9) 28,394	(24.8) 9,542	(50.9) 19,556

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。
 3 () は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(庁別)

	(1) 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1 2)	(3) 辞退申請によつて呼出取消しがされた裁判員候補者数	3) 選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(2+3)		(1) 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1 2)	(3) 辞退申請によつて呼出取消しがされた裁判員候補者数	3) 選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(2+3)
総数	126,455	32,245	94,210	29,006	61,251	広島地裁本庁	1,844	486	1,358	451	937
東京地裁本庁	10,867	2,634	8,233	2,261	4,895	山口地裁本庁	955	242	713	250	492
東京地裁立川支部	3,745	865	2,880	819	1,684	岡山地裁本庁	1,490	479	1,011	336	815
横浜地裁本庁	4,445	1,033	3,412	886	1,919	鳥取地裁本庁	270	61	209	69	130
横浜地裁小田原支部	740	177	563	165	342	松江地裁本庁	190	56	134	43	99
さいたま地裁本庁	5,271	1,160	4,111	1,135	2,295	福岡地裁本庁	4,776	1,022	3,754	1,282	2,304
千葉地裁本庁	11,400	2,575	8,825	2,657	5,232	福岡地裁小倉支部	1,615	452	1,163	381	833
水戸地裁本庁	3,760	812	2,948	821	1,633	佐賀地裁本庁	930	239	691	275	514
宇都宮地裁本庁	2,030	481	1,549	440	921	長崎地裁本庁	1,390	385	1,005	347	732
前橋地裁本庁	2,470	631	1,839	394	1,025	大分地裁本庁	1,130	319	811	341	660
静岡地裁本庁	745	225	520	173	398	熊本地裁本庁	1,505	427	1,078	369	796
静岡地裁沼津支部	1,055	272	783	238	510	鹿児島地裁本庁	2,510	896	1,614	702	1,598
静岡地裁浜松支部	485	134	351	112	246	宮崎地裁本庁	900	254	646	196	450
甲府地裁本庁	875	229	646	236	465	那覇地裁本庁	2,900	812	2,088	746	1,558
長野地裁本庁	1,150	284	866	292	576	仙台地裁本庁	2,110	530	1,580	492	1,022
長野地裁松本支部	620	165	455	161	326	福島地裁本庁	340	83	257	99	182
新潟地裁本庁	1,620	486	1,134	476	962	福島地裁郡山支部	1,560	388	1,172	361	749
大阪地裁本庁	10,804	2,688	8,116	2,332	5,020	山形地裁本庁	850	296	554	216	512
大阪地裁堺支部	3,070	791	2,279	564	1,355	盛岡地裁本庁	345	87	258	77	164
京都地裁本庁	2,005	577	1,428	440	1,017	秋田地裁本庁	250	60	190	59	119
神戸地裁本庁	3,804	885	2,919	889	1,774	青森地裁本庁	2,020	667	1,353	585	1,252
神戸地裁姫路支部	1,530	456	1,074	374	830	札幌地裁本庁	3,160	900	2,260	720	1,620
奈良地裁本庁	630	211	419	93	304	函館地裁本庁	555	207	348	128	335
大津地裁本庁	1,095	242	853	301	543	旭川地裁本庁	680	216	464	157	373
和歌山地裁本庁	1,400	412	988	289	701	釧路地裁本庁	340	95	245	99	194
名古屋地裁本庁	5,812	1,264	4,548	1,414	2,678	高松地裁本庁	1,572	420	1,152	378	798
名古屋地裁岡崎支部	1,290	309	981	246	555	徳島地裁本庁	610	189	421	108	297
津地裁本庁	930	253	677	199	452	高知地裁本庁	1,605	516	1,089	354	870
岐阜地裁本庁	1,600	420	1,180	354	774	松山地裁本庁	1,170	318	852	321	639
福井地裁本庁	300	85	215	63	148						
金沢地裁本庁	700	224	476	112	336						
富山地裁本庁	635	163	472	128	291						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、4万8422人で、出席率は、80.6%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,506	23	578	505	400
選定された裁判員候補者の数 (A)	[84.0] 126,455	[77.2] 1,775	[76.9] 44,445	[82.8] 41,827	[96.0] 38,408
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[62.6] 94,210	[58.8] 1,353	[57.5] 33,232	[61.8] 31,231	[71.0] 28,394
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[22.7] 34,146	[18.8] 433	[19.6] 11,300	[22.3] 11,247	[27.9] 11,166
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[19.3] 29,006	[16.3] 374	[16.4] 9,496	[19.0] 9,594	[23.9] 9,542
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[32.2] 48,422	[33.2] 764	[30.8] 17,809	[31.9] 16,120	[34.3] 13,729
出席率(%) (D/(B-C))	80.6	83.0	81.2	80.7	79.7
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	38.3	43.0	40.1	38.5	35.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。
 3 []は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、6,632人で、同期日に出席した裁判員候補者4万8422人に占める割合は13.7%である。また、辞退が認められた総数は、5,726人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
出席者数	48,422	764	17,809	16,120	13,729
辞退を申し立てた裁判員候補者数	6,632	83	2,104	2,307	2,138
辞退が認められた裁判員候補者数	《86.3》 5,726	《77.1》 64	《84.3》 1,773	《85.0》 1,960	《90.2》 1,929
疾病傷害(法16条8号イ)	(9.4) 537	(23.4) 15	(9.7) 172	(10.4) 204	(7.6) 146
介護養育(法16条8号ロ)	(9.3) 532	(9.4) 6	(8.3) 148	(9.7) 191	(9.7) 187
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(43.8) 2,508	(35.9) 23	(41.3) 732	(41.9) 821	(48.3) 932
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(4.4) 253	(1.6) 1	(3.9) 69	(4.3) 85	(5.1) 98
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 29	-	(0.8) 15	(0.3) 6	(0.4) 8
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.9) 108	(1.6) 1	(1.9) 33	(2.4) 47	(1.4) 27
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(1.5) 87	-	(1.7) 31	(1.6) 31	(1.3) 25
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 8	-	(0.1) 2	(0.1) 2	(0.2) 4
遠隔地(辞退政令5号)	(0.4) 22	-	(0.3) 5	(0.3) 6	(0.6) 11
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(27.1) 1,552	(28.1) 18	(30.1) 534	(27.0) 530	(24.4) 470
その他の辞退事由 ※注4	(1.6) 90	-	(1.8) 32	(1.9) 37	(1.1) 21

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 3 ()は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 4 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

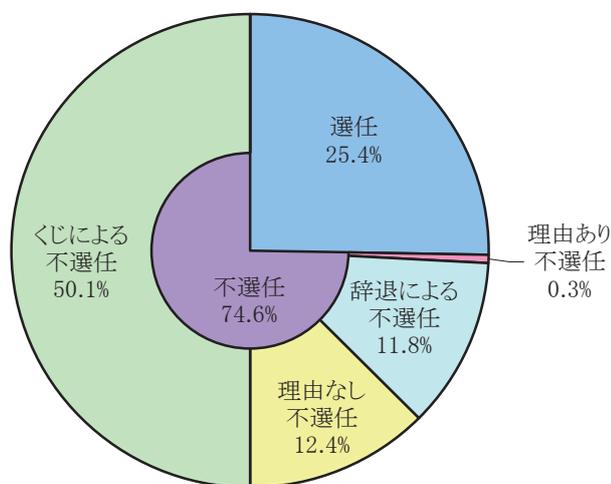
(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳
（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,506	23	578	505	400
出席者数	[32.2] 48,422	[33.2] 764	[30.8] 17,809	[31.9] 16,120	[34.3] 13,729
不選任決定がされた裁判員候補者数	[24.0] 36,117	[25.4] 584	[22.9] 13,218	[23.8] 12,012	[25.8] 10,303
理由あり不選任(法34条4項)	[0.1] 137	[0.1] 3	[0.1] 58	[0.1] 40	[0.1] 36
辞退による不選任(法34条7項)	[3.8] 5,726	[2.8] 64	[3.1] 1,773	[3.9] 1,960	[4.8] 1,929
理由なし不選任(法36条) ※注3	[4.0] 5,987	[2.4] 56	[3.7] 2,140	[3.8] 1,917	[4.7] 1,874
くじによる不選任(法37条3項)	[16.1] 24,267	[20.0] 461	[16.0] 9,247	[16.0] 8,095	[16.2] 6,464
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注4	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は判決人員1人当たりの平均である。
 3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）
 4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

(4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿被登録者数から裁判員等に選任される各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフ(25頁)は、全選挙人名簿被登録者が裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等を見ると、図表20のとおりである(ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。)

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	1,506	104,090,598	344,900	126,455	8,673	3,067	3.4
東京地裁本庁	137	7,249,176	30,000	10,867	799	291	3.6
東京地裁立川支部	49	3,333,087	6,700	3,745	283	97	5.7
横浜地裁本庁	63	6,280,499	17,500	4,445	353	121	2.7
横浜地裁小田原支部	11	986,869	2,700	740	67	22	3.3
さいたま地裁本庁	68	5,793,393	15,100	5,271	402	138	3.6
千葉地裁本庁	140	5,027,588	27,000	11,400	839	290	4.2
水戸地裁本庁	48	2,426,872	9,800	3,760	275	91	3.7
宇都宮地裁本庁	25	1,633,687	6,200	2,030	152	53	3.3
前橋地裁本庁	33	1,633,715	7,400	2,470	180	65	3.3
静岡地裁本庁	9	990,496	2,300	745	55	22	3.3
静岡地裁沼津支部	12	1,031,320	4,100	1,055	73	27	2.4
静岡地裁浜松支部	6	1,060,565	2,300	485	36	14	2.2
甲府地裁本庁	9	704,848	2,700	875	55	22	2.9
長野地裁本庁	13	876,959	2,300	1,150	73	28	4.4
長野地裁松本支部	7	887,570	2,300	620	43	17	2.6
新潟地裁本庁	17	1,974,637	3,700	1,620	103	39	3.8
大阪地裁本庁	126	5,103,283	28,000	10,804	751	286	3.7
大阪地裁堺支部	37	1,990,871	6,000	3,070	195	65	4.3
京都地裁本庁	22	2,104,007	6,400	2,005	132	47	2.8
神戸地裁本庁	48	3,187,229	10,000	3,804	259	91	3.5
神戸地裁姫路支部	19	1,357,195	3,700	1,530	109	33	3.8
奈良地裁本庁	7	1,156,688	4,000	630	42	17	1.5
大津地裁本庁	12	1,102,106	4,000	1,095	74	22	2.4
和歌山地裁本庁	17	853,655	3,000	1,400	96	32	4.3
名古屋地裁本庁	74	4,007,611	16,600	5,812	411	136	3.3
名古屋地裁岡崎支部	18	1,808,186	6,500	1,290	108	31	2.1
津地裁本庁	12	1,509,267	6,300	930	73	25	1.6
岐阜地裁本庁	20	1,694,545	4,600	1,600	121	45	3.6
福井地裁本庁	4	656,044	1,200	300	24	8	2.7
金沢地裁本庁	8	947,871	1,800	700	48	17	3.6
富山地裁本庁	7	907,540	2,500	635	42	15	2.3
広島地裁本庁	24	2,328,514	5,800	1,844	140	57	3.4
山口地裁本庁	11	1,216,995	3,000	955	66	28	3.1
岡山地裁本庁	16	1,581,366	3,900	1,490	98	42	3.6
鳥取地裁本庁	3	488,626	1,100	270	18	7	2.3
松江地裁本庁	2	597,753	1,500	190	12	6	1.2

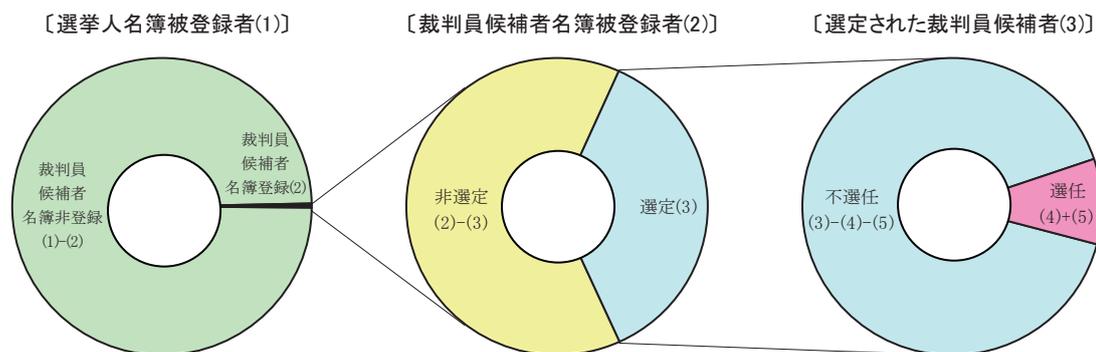
第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	63	3,013,446	12,700	4,776	322	120	3.5
福岡地裁小倉支部	22	1,084,866	4,500	1,615	121	41	3.6
佐賀地裁本庁	9	690,730	1,500	930	43	16	3.9
長崎地裁本庁	14	1,184,863	3,300	1,390	80	32	3.4
大分地裁本庁	10	995,357	3,000	1,130	50	18	2.3
熊本地裁本庁	17	1,493,316	4,100	1,505	97	28	3.0
鹿児島地裁本庁	20	1,405,749	3,300	2,510	92	37	3.9
宮崎地裁本庁	9	937,347	2,500	900	54	22	3.0
那覇地裁本庁	24	1,064,828	3,500	2,900	140	54	5.5
仙台地裁本庁	29	1,908,446	5,940	2,110	177	36	3.6
福島地裁本庁	4	478,725	1,500	340	24	8	2.1
福島地裁郡山支部	20	1,188,028	3,400	1,560	108	31	4.1
山形地裁本庁	8	972,828	2,200	850	48	13	2.8
盛岡地裁本庁	4	1,113,663	2,100	345	24	9	1.6
秋田地裁本庁	3	936,108	1,500	250	19	6	1.7
青森地裁本庁	17	1,167,712	2,800	2,020	90	30	4.3
札幌地裁本庁	34	2,789,968	8,000	3,160	205	77	3.5
函館地裁本庁	5	413,031	1,800	555	31	13	2.4
旭川地裁本庁	6	619,539	1,700	680	36	16	3.1
釧路地裁本庁	3	796,261	1,300	340	18	8	2.0
高松地裁本庁	18	832,839	3,600	1,572	93	30	3.4
徳島地裁本庁	7	662,702	2,100	610	42	14	2.7
高知地裁本庁	14	645,766	2,960	1,605	79	35	3.9
松山地裁本庁	12	1,203,847	3,600	1,170	73	26	2.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 「選挙人名簿被登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した有権者数の総数である。
 5 「裁判員候補者名簿被登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

<イメージ>



図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び
補充裁判員の属性

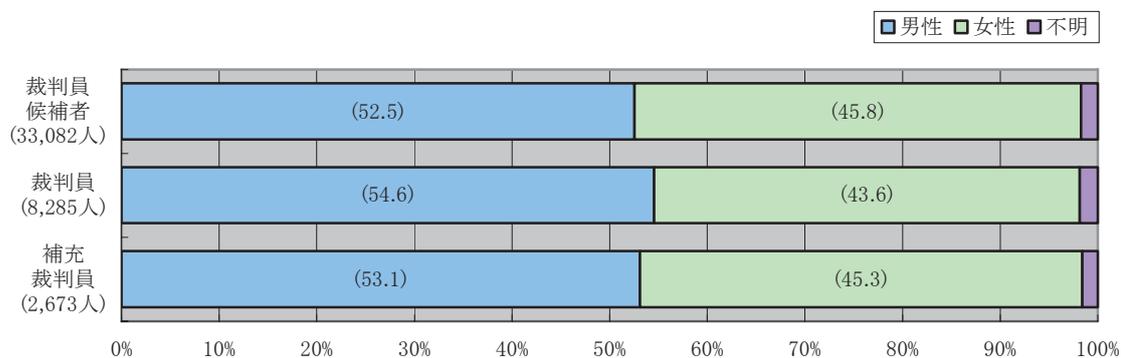
		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
総 数		33,082	8,285	2,673
性別	男性	17,376	4,520	1,419
	女性	15,142	3,613	1,212
	不明	564	152	42
年代別	20代	4,988	1,203	406
	30代	7,264	1,906	624
	40代	6,948	1,780	590
	50代	6,475	1,672	528
	60代	6,259	1,428	434
	70歳以上	580	135	46
	不明	568	161	45
職業別	お勤め	16,849	4,542	1,422
	自営・自由業	2,819	625	197
	パート・アルバイト	5,326	1,216	410
	専業主婦・専業主夫	3,539	835	307
	学生	304	73	20
	無職	2,597	567	192
	その他	856	220	67
	不明	792	207	58

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり，実人数である。

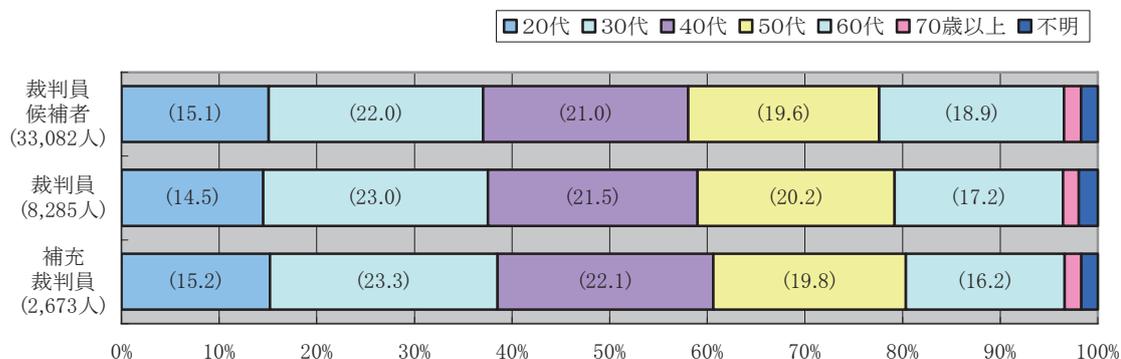
2 「お勤め」には公務員，会社経営者を含む。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

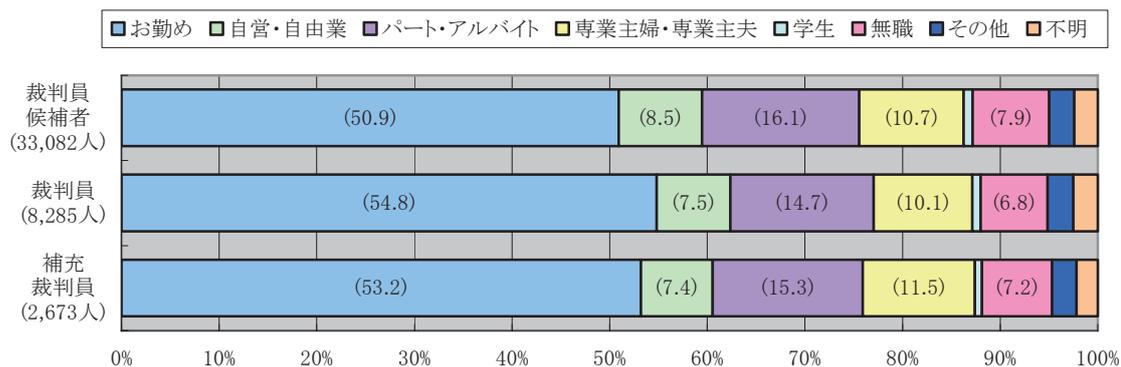
性別



年代別



職業別



図表21-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布（実審理予定日数別）

図表21-2 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

図表21-1

		判決 人員	補充裁判員が選任された被告人						
			総数	選任された補充裁判員					
				1人	2人	3人	4人	5人	6人 以上
総数		1,506	1,506	88	1,116	270	30	-	2
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	23	23	5	17	1	-	-	-
	3日	578	578	69	472	35	1	-	1
	4日	505	505	14	413	75	3	-	-
	5日以上	400	400	-	214	159	26	-	1

図表21-2

		選任され た補充裁 判員数の 平均
総数		2.2
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	1.8
	3日	2.0
	4日	2.1
	5日以上	2.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22-1 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

図表22-2 判決人員1人当たりの裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

図表22-1

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
裁判員	総数	137	3	42	54	19	19
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	13	1	2	4	6	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	1	-	-	1	-	-
	辞任申立て	123	2	40	49	13	19
補充裁判員	総数	675	9	284	214	89	79
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	8	-	4	1	3	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	74	1	32	15	9	17
	必要がないと認めたもの(法45条)	593	8	248	198	77	62

図表22-2

	判決人員 1人当たり の平均	開 廷 回 数				
		2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員	1,506	29	712	491	165	109
解任された裁判員	0.09	0.10	0.06	0.11	0.12	0.17
解任された補充裁判員	0.45	0.31	0.40	0.44	0.54	0.72
必要がないと認めたもの(法45条)	0.39	0.28	0.35	0.40	0.47	0.57

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

(6) その他

選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、113.2分であり、出席した裁判員候補者の平均は、32.2人である。

図表23-1 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布（選任手続期日に要した時間別）

図表23-2 出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

図表23-1

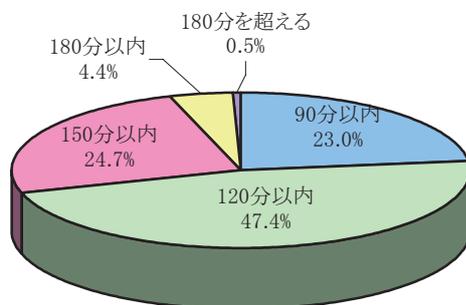
	判決人員	出席した裁判員候補者					
		30人以内	35人以内	40人以内	45人以内	50人以内	50人を超える
総数	1,506	653	457	230	104	42	20
選任手続期日に要した時間	90分以内	346	218	90	29	7	1
	120分以内	714	324	229	102	38	8
	150分以内	372	98	124	78	47	7
	180分以内	66	11	13	20	12	7
	180分を超える	8	2	1	1	-	3

図表23-2

	出席した裁判員候補者	
総数	48,422	
選任手続期日に要した時間	90分以内	9,985
	120分以内	22,583
	150分以内	13,004
	180分以内	2,486
	180分を超える	364

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	126,455 [84.0]		呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	32,245 [21.4]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	94,210 [62.6]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	34,146 [22.7]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	48,422 [32.2]		(うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数 29,006 [19.3])	
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	80.6			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [] は、総数を判決人員（1,506人）で除した平均値である。

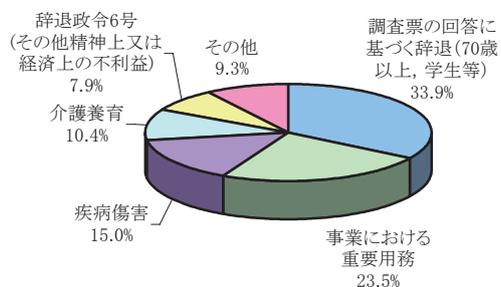
選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申し出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

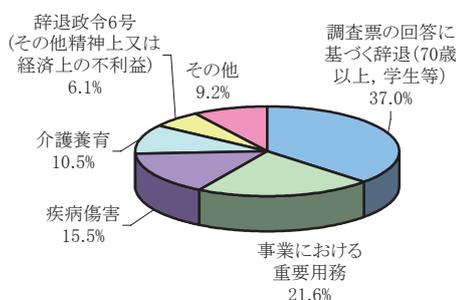
	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退により呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,506			
選定された裁判員候補者の数	126,455			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 66,977	(100.0) 32,245	(100.0) 29,006	(100.0) 5,726
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上, 学生等) ※注2	(33.9) 22,690	(70.4) 22,690		
疾病傷害(法16条8号イ)	(15.0) 10,022	(17.4) 5,607	(13.4) 3,878	(9.4) 537
介護養育(法16条8号ロ)	(10.4) 6,938	(3.2) 1,016	(18.6) 5,390	(9.3) 532
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(23.5) 15,758	(4.5) 1,438	(40.7) 11,812	(43.8) 2,508
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.9) 1,288	(0.4) 144	(3.1) 891	(4.4) 253
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.8) 1,223	(1.5) 479	(2.5) 715	(0.5) 29
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.2) 791	(0.2) 69	(2.1) 614	(1.9) 108
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 511	(0.1) 43	(1.3) 381	(1.5) 87
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.2) 110	(0.0) 6	(0.3) 96	(0.1) 8
遠隔地(辞退政令5号)	(2.2) 1,486	(0.4) 141	(4.6) 1,323	(0.4) 22
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.9) 5,315	(1.6) 520	(11.2) 3,243	(27.1) 1,552
その他の辞退事由 ※注3	(1.3) 845	(0.3) 92	(2.3) 663	(1.6) 90

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
- 2 「調査票の回答に基づく辞退」とは、(1)裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、これが認められたもののほか、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったもの及び(3)分離発送方式をとった事件において、事前質問票等により裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、当年内のその後の全事件について辞退を希望し、これが認められたものを含む。
- なお、「分離発送方式」については、11頁の脚注6を参照
- 3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。
- 4 ()は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

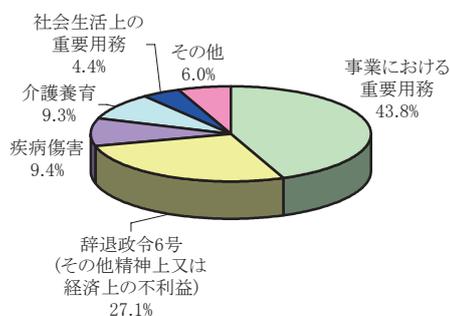
〔総数〕



〔選任手続期日前〕



〔選任手続期日当日〕



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別^{*11}に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

*11 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数					辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数			
		2日以内	3日	4日	5日以上			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	53.0	48.5	50.6	53.0	55.9	広島地裁本庁	53.9	-	50.7	55.6	55.8
東京地裁本庁	49.4	50.0	46.7	48.7	51.9	山口地裁本庁	57.2	-	55.5	59.5	57.5
東京地裁立川支部	48.6	-	47.3	45.8	52.1	岡山地裁本庁	60.0	-	57.7	61.8	62.3
横浜地裁本庁	48.0	-	44.6	47.2	52.9	鳥取地裁本庁	53.3	-	37.1	47.1	65.4
横浜地裁小田原支部	49.9	-	48.1	48.6	52.3	松江地裁本庁	57.4	-	-	57.4	-
さいたま地裁本庁	49.8	45.0	45.6	51.5	50.9	福岡地裁本庁	52.3	-	50.8	53.4	53.2
千葉地裁本庁	50.1	45.3	46.8	51.3	51.9	福岡地裁小倉支部	57.0	-	55.0	60.0	57.3
水戸地裁本庁	47.1	45.5	47.5	47.1	47.4	佐賀地裁本庁	58.1	54.0	48.9	55.9	60.9
宇都宮地裁本庁	51.8	-	48.0	51.1	57.5	長崎地裁本庁	56.0	-	54.7	54.9	58.7
前橋地裁本庁	45.6	45.0	44.7	41.8	53.2	大分地裁本庁	63.3	-	60.0	64.5	60.7
静岡地裁本庁	58.8	-	55.7	63.2	54.1	熊本地裁本庁	56.3	55.3	56.3	56.7	55.8
静岡地裁沼津支部	51.5	-	49.3	55.2	55.6	鹿児島地裁本庁	67.8	-	62.0	-	69.3
静岡地裁浜松支部	55.3	-	54.5	-	56.2	宮崎地裁本庁	55.7	-	51.9	53.0	59.5
甲府地裁本庁	57.8	-	50.0	62.4	59.1	那覇地裁本庁	56.6	50.0	54.9	59.0	58.6
長野地裁本庁	56.4	-	49.4	56.9	72.5	仙台地裁本庁	53.6	-	50.5	53.8	62.4
長野地裁松本支部	60.6	-	66.8	57.9	-	福島地裁本庁	59.1	-	63.3	-	57.6
新潟地裁本庁	63.0	-	60.8	61.3	66.3	福島地裁郡山支部	52.8	45.0	49.4	52.3	64.4
大阪地裁本庁	51.6	53.3	47.0	49.5	55.5	山形地裁本庁	65.1	-	60.0	65.3	71.7
大阪地裁堺支部	48.7	-	48.4	47.0	49.9	盛岡地裁本庁	50.7	-	42.5	53.2	-
京都地裁本庁	55.5	-	54.0	56.5	58.6	秋田地裁本庁	50.8	-	-	50.8	-
神戸地裁本庁	50.1	-	47.9	50.8	56.1	青森地裁本庁	65.5	-	65.0	66.3	-
神戸地裁姫路支部	58.6	-	59.1	58.3	58.6	札幌地裁本庁	54.3	-	52.9	52.5	57.3
奈良地裁本庁	54.4	-	53.3	55.4	55.0	函館地裁本庁	64.7	-	57.2	64.4	74.0
大津地裁本庁	55.3	41.7	50.8	54.7	62.1	旭川地裁本庁	58.5	-	55.5	59.6	60.0
和歌山地裁本庁	54.9	-	50.7	59.3	58.9	釧路地裁本庁	58.8	-	-	61.7	52.0
名古屋地裁本庁	51.0	-	46.2	49.8	54.3	高松地裁本庁	54.6	-	53.6	55.0	57.0
名古屋地裁岡崎支部	48.0	-	45.1	49.0	55.0	徳島地裁本庁	53.3	-	53.8	-	50.0
津地裁本庁	54.2	-	52.3	64.0	58.8	高知地裁本庁	59.1	-	58.3	55.2	70.8
岐阜地裁本庁	53.8	-	54.1	53.3	55.8	松山地裁本庁	59.3	-	58.4	57.3	62.8
福井地裁本庁	56.7	-	62.9	54.8	-						
金沢地裁本庁	53.9	-	53.5	53.5	56.0						
富山地裁本庁	53.9	-	48.0	52.5	59.1						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
総数	53.0	48.5	50.6	53.0	55.9
調査票による辞退	17.9	15.2	17.8	18.1	18.0
疾病傷害(法16条8号イ)	7.9	7.9	8.0	7.9	7.9
介護養育(法16条8号ロ)	5.5	5.0	5.2	5.6	5.7
事業における重要用務(法16条8号ハ)	12.5	9.2	10.6	12.6	14.6
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.0	0.6	0.9	1.0	1.2
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	1.0	2.8	0.9	1.0	0.9
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.4	0.6	0.4	0.4	0.4
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.2	1.6	1.1	1.1	1.3
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	4.2	4.7	4.3	4.0	4.3
その他の辞退事由 ※注3	0.7	0.1	0.7	0.6	0.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。
 3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票等により当該事件について辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	126,455	5,220	9,849	12,654	3,395	7,665	11,200
辞退が認められた裁判員候補者の数	(53.0) 66,977	(50.6) 2,643	(53.4) 5,263	(52.0) 6,579	(51.0) 1,731	(49.6) 3,803	(49.9) 5,593
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		14,529	5,167	13,441	16,008	11,353	15,974
		(51.3) 7,447	(51.3) 2,651	(52.9) 7,106	(54.0) 8,640	(55.9) 6,352	(57.4) 9,169

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 ()は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。